

5 不正受給対策の推進等について

(1) 無料低額宿泊施設等について

無料低額宿泊施設及び社会福祉各法に法的位置付けのない施設（以下「無料低額宿泊施設等」という。）については、平成21年10月に実態調査結果を公表し、一部の施設において不適切な事案が見受けられたことを踏まえ、早急に講じる対策として、下記の事項について留意いただくよう、同月に各自治体に対して通知を発出したところである。

- ① 訪問調査の徹底や劣悪な住環境にある場合などの転居支援
- ② 消防署が行う防火安全対策への協力
- ③ 未届施設に関する関係部局との連携
- ④ 生活保護費の本人への直接交付の徹底
- ⑤ 無料低額宿泊施設の収支状況の公開の徹底

また、昨年5月においては、無料低額宿泊施設等に関する運用改善を図る通知改正を行い、主に以下の事項について改正を行った。

- ① 無料低額宿泊施設に入所している者に対する訪問活動の徹底
- ② 劣悪な施設からの転居の支援（敷金の支給要件の緩和・明確化、移送費の支給要件の明確化、転居指導の明確化）
- ③ 劣悪な施設への入居防止（劣悪な施設に入居する場合等は、敷金等は支給しない）
- ④ 住宅扶助費の適正化（一居室に複数人が入居する場合は、住宅扶助基準額を人数で除した額等により認定する旨を明確化）

無料低額宿泊施設等をめぐる問題、いわゆる「貧困ビジネス」は依然として後を絶たず、適正な運営が強く求められることから、各自治体におかれても、引き続きこれらの通知に関する事項について徹底するようお願いする。とりわけ入居者に対する定期的訪問や生活保護費の入居者本人への直接交付が徹底されていない自治体も見受けられるので、これらの徹底をあらためて図られたい。

また、平成22年度から、予算事業として新たに「居宅生活移行支援事業」を実施し、地方自治体が適切と考える無料低額宿泊施設に対し、入居者の居宅生活に向けた支援を委託する際の費用を補助することとしている。

本事業は、平成23年度以降も継続する予定であるので、生活保護行政の適正な運用及び生活保護受給者に対する適切な支援が図られるよう、無料低額宿泊施設等に対する指導監督とあわせて、積極的に本事業の活用を検討いただきたい。

さらに、無料低額宿泊施設等をめぐる不正事案を解決するため、昨年5月、民主党において、生活保護受給者に住居と食事等の生活サービスをセットで提供する事業者に対する刑罰も含めた新たな事業規制を導入するための議員立法案（「被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する法律案」）が策定されたところである。

現在、民主党において、同議員立法案の国会提出・成立に向けた準備が進められ、厚生労働省としても必要な協力をしているが、各自治体におかれても、その内容についてあらかじめ御了知願いたい。

なお、本年度御協力をいただいた無料低額宿泊施設等に関する実態調査結果については、集計がとりまとめられ次第周知する予定である。

（2）要保護者の適切な把握のための関係機関等との連携強化について

昨年の記録的な猛暑においては、生活困窮者が公共料金等を滞納し、電気・ガス等の供給が止められ、死亡に至るといふ大変痛ましい事案が発生した。こうした事態を踏まえ、要保護者の把握のための関係部局・機関等との連絡・連携体制の強化を図るため、昨年10月1日に関係通知（「要保護者の把握のための関係部局・機関等との連絡・連携体制の強化の徹底について（厚生労働省社会・援護局保護課長通知）」）を発出し、生活困窮世帯における電気等の供給停止に際して、電気・ガス等の事業者等と福祉事務所の連携を強化するようお願いしたところである。

今後とも、同通知について御留意の上、これら事業者等との連携の強化を進めるとともに、猛暑日等には必要に応じて、特に高齢者等に対する訪問、電話かけ等を行い、安否、健康状態の確認に努められたい。

なお、安否確認等にあたっては、高齢者担当課等とも調整しつつ、ケースワーカーによる訪問活動等のほか、民生委員や地域包括支援センター、NPO法人等、地域の社会資源との連携、活用についても検討されたい。

(3) 会計検査院からの指摘について

○ 年金加入状況等の把握について

生活保護の実施に当たっては、生活保護法第4条に基づき、その利用し得る資産、能力あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件としており、年金などの社会保障施策等の活用が前提である。

今般、会計検査院より、昨年10月20日付けで通知された処置要求において、厚生年金の脱退手当金及び国民年金の任意加入の活用が十分でない自治体が見受けられたとの指摘を受け、以下の改善が求められたところである。

- ① 厚生労働省は、事業主体に対して、年金及び生活福祉資金制度について改めて周知徹底を図るとともに、事業主体が脱退手当金を受給できる者及び国民年金の任意加入により年金受給権を取得できる者を確実に把握するよう、これら年金給付の有無等を確認するための必要な様式を事業主体に示す等の措置を講じること
- ② 厚生労働省は、事業主体に対して、次のような指示及び技術的助言を行うこと
 - ア 脱退手当金の裁定請求及び国民年金の任意加入手続について生活保護受給者に対する指導を十分に行うこと
 - イ 生活福祉資金貸付金を活用するため、都道府県社会福祉協議会等との連携を強化すること
- ③ 厚生労働省は、事業主体及び都道府県社会福祉協議会に対して、生活保護受給者が任意加入により年金受給権を取得できる場合には、生活福祉資金を貸し付けることができること、貸付要綱等で定められた期間について貸付金の償還を猶予できることを十分に周知すること
- ④ 厚生労働省、都道府県等が実施主体に対して行う生活保護法施行事務監査の際に、脱退手当金の受給及び国民年金の任意加入に係る他法他施策の活用を図ることについて、改めて指示を徹底すること

上記の指摘を踏まえ、まずは一定年齢以上の生活保護受給者の年金加入状況について、「ねんきん定期便」等を活用するとともに、年金事務所や市町村の国民年金担当課等と連携の上、必要に応じて生活保護法第29条に基づく調査を実施し、年金加入状況を適確に把握するよう管内の福祉事務所に周知されたい。

また、年金加入状況を把握した結果、特に任意加入すれば1年以内に年金受給権を得られると認められる生活保護受給者に対しては、任意加入に関する手続きに関する必要な助言・支援を行うほか、年金受給権が得られると認められない生活保護受給者であっても、脱退手当金について活用の可能性がないか調査するよう、管内の実施機関に指導されたい。

なお、会計検査院の指摘のうち、上記①及び②については、追って厚生労働省社会・援護局保護課において同省年金局及び日本年金機構と協議の上、具体的な事務の進め方をお示しする予定であるので、予めご了承ください。上記③については、都道府県・指定都市において、福祉事務所の認識が不十分と認められる場合は、都道府県・指定都市において改めて周知していただくようお願いする。

○ 不動産等の資産活用の徹底について

生活保護の実施にあたっては、収入だけでなく、所有する不動産等の資産についても、上記の年金等の社会保障施策と同様に、活用することが前提である。

今般、会計検査院より、昨年10月28日付けで通知された処置要求において、特に不動産担保型資金による資産の活用が適時適切に行われていない自治体が見受けられたとの指摘を受け、以下の改善が求められたところである。

① 厚生労働省は、事業主体等に対して次のような指示及び技術的助言を行うこと

ア 事業主体に対して、生活保護の実施において、生活保護受給世帯の保有する不動産資産の活用を図ることについての認識を徹底させるとともに、全国会議等で、その活用が適切に行われている事業主体の事務処理、研修教材等の優良事例を取り上げるなどして被保護世帯の保有する資産の活用の徹底を図ること

イ 事業主体において、生活保護受給世帯の不動産資産の状況について適時適切に把握するための体制を整備すること

ウ 生活保護受給世帯に対する援助方針等に、不動産担保型資金貸付制度の利用についての方針を定めるとともに、同貸付制度を利用した不動産資産の活用について、生活保護受給者に対して具体的な説明や指導を行うこと

エ 事業主体及び都道府県社会福祉協議会に対し、不動産担保型資金等の事務
手続をより分かりやすく明示することにより、同貸付制度についての誤認を
防止等すること

オ 事業主体と都道府県社会福祉協議会との連携を強化すること

- ② 厚生労働省、都道府県等が事業主体に対して行う生活保護法施行事務監査の
際に、被保護世帯が保有する資産の実態把握及び活用状況の確認を徹底し、制
度の活用等が十分でない実施主体に対して改めて指示を徹底すること

上記の指摘を踏まえ、不動産担保型資金貸付制度について、再度理解を深め
るとともに、まずは生活保護受給世帯が所有する不動産資産の状況について適
切に把握の上、資産台帳等を整備し、組織的に管理されたい。

また、これらの指摘のうち、研修教材等の事例提供や資産台帳等を管理するた
めの様式等については、追ってお示しする予定であるので、予めご了承ください。

(4) 年金担保貸付利用者の取扱いについて

年金担保貸付制度については、昨年12月7日に閣議決定された「独立行政法人の
事務・事業の見直しの基本方針」において、「十分な代替措置を講じた上で廃止」と
いう今後の方針が示されたところである。

これを踏まえ、厚生労働省年金局において、代替措置となり得る他制度の検証を行
いつつ、事業の廃止に向けた具体的な検討を進めている。

一方、同制度の廃止に向けた当面の取組として、現行制度の運用の厳格化について、
生活保護関係部局等と連携しつつ、年金担保貸付を契機に生活保護の申請を行う者
に対しては、貸付制限を強化する方策を検討している。

現在、厚生労働省社会・援護局保護課から独立行政法人福祉医療機構に対し、各地
方公共団体から報告いただいているこれらの者のリストを情報提供し、保護受給期間
中は審査時に貸付制限をしているが、今後、厚生労働省年金局及び独立行政法人福祉
医療機構と調整の上、更なる適正化に向けた検討を進めている。

具体的な取扱いについては、今後改めてお知らせすることとしているが、引き続き、
年金担保貸付を契機に生活保護の申請を行う者に対しては、厳格な態度で対応すると
ともに、年金担保貸付制度において貸付制限を行う生活保護受給者のリスト作成に当
たっては、積極的に情報提供いただきたい。

なお、リスト作成に関する情報提供に当たっては、記載ミス等による審査時のエラーが生じないよう御配慮いただきたい。また、現在厚生労働省に登録されている情報について、廃止登録の漏れがないか等の確認作業を追って依頼する予定であるので予め御了知願いたい。

(5) 課税調査の徹底について

従来より、生活保護受給者からの収入申告を求めるとあわせて、課税調査等を活用して生活保護受給者の収入、資産状況を適確に把握することが必要であり、税務担当官署の協力を得て、課税調査の徹底と不正受給の早期発見の実施をお願いしてきたところである。

しかしながら、会計検査院から、一部の自治体において本調査の取組みが十分に実施されていない旨の指摘があったことや、課税情報の閲覧可能時期が翌年の6月以降となるため、恣意的に課税調査時期に保護を辞退し、不正受給の発覚を逃れる等の不正事案も想定されること等の実情を踏まえ、課税調査については、調査対象期間（課税期間）において生活保護を受給していた者全員を対象に実施するようお願いする。

管外に転出した者や生活保護を廃止となった者についても、生活保護費の不正受給は厳正に対応すべきであり、生活保護受給者間の公平性の確保を図る観点から、調査対象とされたい。

(6) 医療扶助・介護扶助の適正化について

「IT新改革戦略」（平成18年1月19日IT戦略本部）に基づき、平成23年4月から、生活保護の医療扶助に関する診療報酬明細（レセプト）の電子化が全自治体において本格運用される。

厚生労働省としては、これまで医療扶助レセプトの電子化に対応するため、「生活保護等版レセプト管理システム」ソフトウェアの開発を行い、全自治体に配付し、さらに、電子レセプトを受領するための専用パソコン等設備を導入する際の費用についても、平成22年度のセーフティネット支援対策等事業費補助金において補助する等の対策を講じ、早期の受領体制の整備をお願いしてきたところである。

電子レセプトが導入されることによって、都道府県等本庁及び各実施機関において、電子化された医療レセプトを基に、管内全体や医療機関別、生活保護受給者別の医療費分析、傷病別分析など、多彩な統計・分析機能を用い、的確に現状分析が可能になるだけでなく、医療扶助の適正化に向けた取組や生活保護受給者に対する受診指導等にも活用することができるため、適切な運用開始及び積極的な取組をお願いする。

また、電子レセプトの活用等を通じ、以下に掲げる医療扶助の適正化に向けた取組を実施するよう、併せてお願いする（詳細については、追って通知でお示しする予定である）。

なお、電子レセプトを活用した医療費分析等の具体的な方法・マニュアルについては、関係自治体等も交えた場で検討しているところであり、本年度内を目途にその結果をお示しする予定であるので、予めご了知願いたい。

（電子レセプトの活用等を通じた医療扶助の適正化に向けた取組）

ア 電子レセプトを活用したレセプト点検の強化

医療扶助レセプトの点検は、医療扶助を受けている生活保護受給者の病状把握を行うとともに、医療扶助費の適正な支出を図るために必要不可欠なものである。

医療扶助費の適正な支出のため、全自治体におかれては、既に全医療扶助レセプトについて資格・内容点検を実施していただき、適宜点検効果の検証を行い、効果が不十分と思われる場合は外部点検業者への委託等の点検方法の見直しをお願いしているところである。今後もセーフティネット支援対策等事業費補助金の交付に当たり、当該点検事業について効果的・効率的な取組に対しては、他に優先して採択していく方針であるので御了知願いたい。

また、電子レセプトを活用することで、資格点検においては、医療券の有効性をはじめ、医療扶助受給資格の有無についてこれまでよりも簡易にチェックできるようになり、また、連続月（3ヶ月分等）のレセプトに対し診療内容を点検する縦覧点検においては、当該受給者ごとのレセプト抽出（紐付け）等が、紙レセプトに比較し、格段に効率化が図られることから、これまで以上に実効性のある適正な点検実施をお願いしたい。

イ 指定医療機関への効果的・効率的な指導

昨今、奈良の山本病院事件をはじめ、生活保護受給者に対して架空・過剰な診療を繰り返す等、不正請求を行う生活保護の指定医療機関等が散見されている。

都道府県・指定都市・中核市本庁においては、医療扶助の適正な運営に向けて、これまでも指定医療機関に対する検査及び指導を実施していただいているところであるが、実効性ある検査・指導の実施のため、他の社会保険医療を担当する地方厚生局、国民健康保険部局等の関係部局と定期的に情報の共有化を図るとともに、合同検査の実施を検討するなど連携強化に努められたい。

また、電子レセプト等により、管内の生活保護の指定医療機関からの請求状況を集計・分析していただき、生活保護受給者に関する請求件数の割合が極めて多い等、他に比べ突出しているケースについては、嘱託医等の協力を得ながら重点的にレセプトの個別内容審査を行い、請求内容に疑義がある指定医療機関に対しては個別の指導を実施されたい。

ウ 向精神薬における適正受診の徹底

昨年4月に生活保護受給者が向精神薬を営利目的で大量入手していた事案を受け、同月に緊急サンプル調査を実施し、調査結果については同年9月に公表したところである。その結果、同一月に複数の医療機関から向精神薬を処方されていた者約2,600人のうちの約7割に当たる約1,800人が、複数の医療機関から不必要に同種の向精神薬を入手するなど、不適切な受診行動が認められた。今回の調査で不適切な受診行動が認められた受給者に対しては、医療機関を一本化する等早急に改善指導に取り組むように全自治体に指示したところであるが、今後の対応として、

- ① 電子レセプトの活用等により同一薬の重複処方のチェックが容易に実施できることから、これらにより、向精神薬の処方について、処方した診療科名、処方量種類、疾患名等についての的確な実態把握に努めること
- ② 今回の調査結果を踏まえ、昨年7月に厚生労働省社会・援護局保護課から日本医師会等関係団体に対し協力依頼を行ったが、不適切と認められる事例を把握し、適正受診に向けた改善指導を実施するためには主治医等医療機関の協力が不可欠である。したがって、必要に応じて、都道府県等本庁から管内医療機関に対し、向精神薬の重複処方の防止に関する協力依頼を行うとともに、複数

の医療機関から重複して向精神薬を処方されている場合等には、主治医等と協力して適正受診指導の徹底を図ること

- ③ 事後審査となる医療扶助のレセプト点検については、従前のレセプト点検においても、同一疾病で複数の医療機関に受診している重複受診は点検していたが、今回明らかになった事例のように、向精神薬等の重複処方に着目した点検は不十分であったと言わざるを得ない。これまでもレセプト点検体制の整備を含め効果的・効率的なレセプト点検に向けた取組をお願いしているが、今回の事案を踏まえ、今後、レセプト点検実施においては、向精神薬等の重複処方の点検の徹底をお願いする。

エ 後発医薬品の利用促進

生活保護の医療扶助における後発医薬品の使用促進については、生活保護の指定医療機関等に対して、社会保険と同様、後発医薬品の使用に努めるよう求めるとともに、各実施機関においては、生活保護受給者に対して、後発医薬品について適切に選択できるための理解を得られるよう周知徹底をお願いしているところである。

今後は、電子レセプトの活用によって、福祉事務所等は、既に後発医薬品のある先発医薬品が処方されている生活保護受給者についての的確に把握することができるようになる。

具体的には、「生活保護等版レセプト管理システム」を活用することで「医療機関別」及び「個人別」などの後発医薬品の処方実績が把握することができる。

都道府県等本庁及び福祉事務所におかれては、生活保護受給者に係る後発医薬品の処方実績が他の医療機関と比較し低調な医療機関に対し、具体的なデータに基づく処方実績を基に、使用が低調な理由等について意見聴取するとともに、使用促進に向けた協力を依頼されたい。

また、後発医薬品が処方されず、先発医薬品が処方されている生活保護受給者に対しては、個別に助言・指導を行い、必要に応じて差額通知（当該患者が実際に処方されている先発医薬品を後発医薬品に切り替えた場合の医療費削減額を記載した通知）を用いた具体的な援助を実施するなど、後発医薬品の積極的な活用に向けた理解を得られるよう、取組を講じられたい。

オ 社会保険診療報酬支払基金との連携強化

今般、社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」という。）における「今後の審査委員会のあり方に関する検討会」において生活保護レセプトの審査の充実を図ることとされ、基金において昨年11月審査分から、生活保護レセプトを重点的に審査すべき医療機関を選定し、その重点審査を実施している。

都道府県・指定都市・中核市本庁においては、医療扶助の適正な運営に向けて、これまでも指定医療機関に対する指導及び検査を実施していただいているところであるが、実効性のある指導及び検査実施のために、基金との間の情報の共有、連携強化に努めるようお願いする。今後、生活保護レセプトの重点審査状況等が必要に応じて各地方自治体に情報提供されるよう、厚生労働省社会・援護局保護課と基金とで調整をし、追ってお示しする予定である。

カ 地方厚生局監査の実施について

平成22年度から、地方厚生局の生活保護監査官等により、都道府県・指定都市・中核市本庁に対して、生活保護の医療扶助における適正実施を徹底するために、生活保護法第23条第1項に基づく生活保護法施行事務監査を実施している。

平成22年度に実施した自立支援医療（人工透析療法）の優先適用に関する監査については、まだ優先適用が徹底されているとは言えない状況であることから、平成23年度においても引き続き同監査を実施する予定である。また、新たに、昨年4月に実施した調査により判明した向精神薬に関する不適切な受診状況を踏まえ、同監査時においても、処方状況の適否・改善状況について聴取する確認監査を実施する予定である。

都道府県等本庁においては、今後発出予定の通知において、

- ① 自立支援医療（人工透析療法）の優先適用にかかる監査では、平成22年度同様、「生活保護制度における他法他施策の適正な活用について」（平成22年3月24日付社援保発0324第1号）を踏まえ、福祉事務所において作成された台帳を取りまとめ、厚生労働省に提出していただくこと
- ② 向精神薬に関する重複処方状況の確認監査では、「同一月に複数の医療機関から向精神薬が処方されている者」の台帳を作成、厚生労働省に提出していただくとともに、監査時まで当該処方状況が適切か否かの審査をしていただくこと

を依頼する予定であるので御了知願いたい。

キ 介護扶助における優先適用の徹底について

平成21年度において会計検査院が実施した実地検査において、障害者自立支援法による自立支援給付等と生活保護の介護扶助との関係についても、自立支援給付等の優先適用が徹底されておらず、是正改善を行うべきという指摘を受けたところである。

平成22年3月24日付けで「生活保護制度における他法他施策の適正な活用について（社援保発0324第1号）を発出したところであるが、生活保護の介護扶助についても、「生活保護法による介護扶助の運営要領」を改正し、特に障害者自立支援法による自立支援給付の優先適用に関する事務手続及び体制整備について必要な事項を明らかにしたところである。

これら通知において明らかにした手続に基づき、他法他施策の優先適用の徹底に向けて、生活保護の適切な事務の執行をお願いする。